

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（時水清掃工場）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項	当該施設の維持管理に関する計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	焼却炉の設計定格を超えないように、投入毎にごみの重さを計量する。
二 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみが均一になるように、常時クレーンによりピット内を攪拌する。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	ゴミ供給口はごみホッパー・シュート内のごみにより外気と遮断され、吸塵装置により定量ずつ焼却炉に投入する。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	自動燃焼制御装置により、摂氏八百度以上を保つよう温度を管理する。
ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合には、この限りでない。	自動燃焼制御装置により、熱灼減量が十パーセント以下となるよう焼却する。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃装置により炉温を速やかに上昇させる。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	助燃装置により高温を維持したままごみの燃焼を終了する。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を温度計により連続測定し、計測された温度はデータ処理装置に記録し保存する。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合には、この限りでない。	減温塔を設け、集じん器入口のガスの温度を概ね摂氏二百度以下に冷却する。
リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器入口温度を温度計により連続測定し、計測された温度は中央制御室のデータ処理装置に記録し保存する。
ス 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備は定期的に清掃を行い、また排ガス処理設備（集じん機）には除去装置を設けることにより、ばいじんを除去する。

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（時水清掃工場）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項	当該施設の維持管理に関する計画
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	自動燃焼制御装置により、一酸化炭素濃度が基準値以下となるよう焼却する。
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	分析計により常時監視する。計測された一酸化炭素濃度は中央監視室のデータ処理装置に記録し保存する。
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上覧に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	排ガス中の一酸化炭素濃度及び排ガス温度を常時監視し、ダイオキシン類の濃度が基準値（1ng-TEQ/Nm ³ ）以下となるよう焼却する。
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類の濃度及びばい煙量又はばい煙濃度については年2回測定し記録する。
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス中の物質濃度を公害防止基準値以下とするよう運転管理を行う。
タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当しません。
レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	ばいじんは薬剤混練処理を行い、搬出用コンテナに貯留する。
ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当しません。
ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当しません。
ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	混練装置により薬剤及び水を均一に混合する。
フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防の規定により消防用設備を設置する。
三 ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。（略）	該当しません。
四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	該当しません。

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（時水清掃工場）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項	当該施設の維持管理に関する計画
五 高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。	該当しません。
六 破砕施設にあっては、次のとおりとする。（略）	該当しません。
七 ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。（略）	該当しません。
八 選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当しません。
九 固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及びブの規定の例によるほか、次のとおりとする。（略）	該当しません。
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみピット及びプラットホームを建屋で囲い、ごみ投入口には投入扉等を設置する。また、ごみピット内は燃焼空気の吸込みにより負圧に保ち、必要に応じてエアカーテン、消臭剤、を使用することにより、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止する。
十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	殺虫剤の散布により蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、プラットホームの清掃を励行するなど、構内の清潔を保持する。
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音、振動を発生する機器は屋内設置する。
十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	該当しません。
十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	点検については、法令に基づき行う。
十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	廃棄物処理施設技術管理者を置き、施設の維持管理を行う。
十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	法令に基づき施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存する。